

経済産業省

平成 13・01・12 製第 3 号

平成 13 年 1 月 16 日

(改正 平成 16・09・24 総第 2 号)

アルコール事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準について

経済産業大臣 中川 昭一

アルコール事業法（平成 12 年法律第 36 号。以下「法」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準及び第 12 条第 1 項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

第 1 申請に対する処分に係る審査基準

(1) 法第 3 条第 1 項の規定によるアルコール製造事業の許可

法第 3 条第 1 項の規定によるアルコール製造事業の許可に係る審査基準は、法第 5 条（欠格条項）及び法第 6 条（許可の基準）の基準によることとし、その具体的内容は次のとおりとする。

法第 6 条第 1 号中の「適確に遂行するに足りる経理的基礎」とは、事業を運営するにあたり、必要な資金の額、調達方法、経営状態等から総合的に判断して、資金面において継続的な事業活動が可能な状態をいう。また、「（適確に遂行するに足りる）技術的能力」とは、主たる技術者の職歴及び資格・免許の取得状況から総合的に判断して、技術面において継続的な事業活動が可能な能力をいう。

法第 6 条第 2 号中の「経済産業省令で定める基準」とは、アルコール事業法施行規則（平成 12 年通商産業省令第 209 号。以下「省令」という。）第 4 条に掲げるものとする。

法第6条第3号については、例えば製造を予定する場所が立入検査を行う際に支障があると判断される場合や製造場等において製造が適正に行うことが困難と判断される場合等、適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないことをいう。

(2) 法第4条第3号の規定による試験研究製造の承認

法第4条第3号の規定による試験研究製造の承認に係る審査基準は、次のとおりとする。

アルコールの製造方法を試験し、又は研究するためのものであること。

製造見込数量が製造目的から判断して適当な数量であること。

製造したアルコールの処分が適切になされるものであること。

(3) 法第8条第1項の規定によるアルコール製造事業の変更の許可

法第3条第1項の許可に係る審査基準のうち、法第6条に係るものを考慮するものに準ずる。

(4) 法第13条第1項の規定によるアルコール製造事業の必要な行為の継続

法第13条第1項の規定によるアルコール製造事業の必要な行為の継続の諾否及び期間の指定にあたっては、継続が必要な期間がその算定の根拠から判断して妥当なものであるか否かという観点から判断するものとする。

(5) 法第15条の規定による酒母等の移出の承認

法第15条の規定による酒母等の移出の承認に係る審査基準は、当該製造事業者が有する製造場（法第3条第1項に基づく許可を受けている製造場に限る。）間で移動する場合に限るものとする。

(6) 法第16条第1項の規定によるアルコール輸入事業の許可

法第16条第1項の規定によるアルコール輸入事業の許可に係る審査基準は、法第20条において準用する法第5条及び法第18条（許可の基準）の基準によることとし、その具体的内容は次のとおりとする。

法第18条第1号中の「適確に遂行するに足りる経理的基礎」とは、事業を運営するにあたり、必要な資金の額、調達方法、経営状態等から総合的に判断して、資金面において継続的な事業活動が可能な状態をいう。

法第18条第2号中の「経済産業省令で定める基準」とは、省令第19条に掲げるものとする。

法第18条第3号については、例えば輸入に係る貯蔵所が立入検査を行う際に支障があると判断される場合や貯蔵所等において輸入されたアルコールの貯蔵が適正

に行うことが困難と判断される場合等、適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないことをいう。

(7) 法第 17 条ただし書の規定による試験研究輸入の承認

法第 17 条ただし書の規定による試験研究輸入の承認に係る審査基準は、次のとおりとする。

試験、研究又は分析のために使用する目的でアルコールを輸入しようとするものであること。

輸入数量が使用の目的から判断して適当な数量であること。

輸入したアルコールの処分が適切になされるものであること。

(8) 法第 19 条第 1 項の規定によるアルコール輸入事業の必要な行為の継続

法第 19 条第 1 項の規定によるアルコール輸入事業の必要な行為の継続の諾否及び期間の指定にあたっては、継続が必要な期間がその算定の根拠から判断して妥当なものであるか否かという観点から判断するものとする。

(9) 法第 20 条で準用する法第 8 条第 1 項の規定によるアルコール輸入事業の変更の許可

法第 16 条第 1 項の許可に係る審査基準のうち、法第 18 条に係るものを考慮するものに準ずる。

(10) 法第 21 条第 1 項の規定によるアルコール販売事業の許可

法第 21 条第 1 項の規定によるアルコール販売事業の許可に係る審査基準は、法第 25 条において準用する法第 5 条及び法第 23 条（許可の基準）の基準によることとし、その具体的内容は次のとおりとする。

法第 23 条第 1 号中の「適確に遂行するに足りる経理的基礎」とは、事業を運営するにあたり、必要な資金の額、調達方法、経営状態等から総合的に判断して、資金面において継続的な事業活動が可能な状態をいう。

法第 23 条第 2 号中の「経済産業省令で定める基準」とは、省令第 26 条に掲げるものとする。

法第 23 条第 3 号については、例えば販売に係る貯蔵所が立入検査を行う際に支障があると判断される場合や貯蔵所等において販売に係るアルコールの貯蔵が適正に行うことが困難と判断される場合等、適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないことをいう。

(11) 法第 22 条第 1 項ただし書の規定による許可使用者のアルコールの譲渡の承認

法第 22 条第 1 項ただし書の規定による許可使用者のアルコールの譲渡の承認に係る審査基準は、次のとおりとする。

譲渡の理由が適切なものであること。

譲渡数量が譲渡の理由から判断して適当な数量であること。

譲受人が製造事業者、輸入事業者（当該アルコールを輸出する場合に限る。）、販売事業者、許可使用者、承認試験研究製造者若しくは新エネルギー・産業技術総合開発機構であること又は当該アルコールを輸出する場合であること。

(12) 法第 24 条第 1 項の規定によるアルコール販売事業の必要な行為の継続

法第 24 条第 1 項の規定によるアルコール販売事業の必要な行為の継続の諾否及び期間の指定にあたっては、継続が必要な期間がその算定の根拠から判断して妥当なものであるか否かという観点から判断するものとする。

(13) 法第 25 条で準用する法第 8 条第 1 項の規定によるアルコール販売事業の変更の許可

法第 21 条第 1 項の許可に係る審査基準のうち、法第 23 条に係るものを考慮するものに準ずる。

(14) 法第 26 条第 1 項の規定によるアルコールの使用の許可

法第 26 条第 1 項の規定によるアルコールの使用の許可に係る審査基準は、法第 30 条において準用する法第 5 条及び法第 28 条（許可の基準）の基準によることとし、その具体的内容は次のとおりとする。

法第 28 条第 1 号中の「使用方法がアルコールの数量を適確に管理できる」とは、アルコールを使用するにあたり、その使用量がアルコールを使用してできた製品の生産量等から判断して客観的に把握できるような使用方法をいう。

法第 28 条第 2 号中の「経済産業省令で定める基準」とは、省令第 32 条に掲げるものとする。

法第 28 条第 3 号については、例えば使用施設等が立入検査を行う際に支障があると判断される場合、使用施設等において使用に係るアルコールの貯蔵が適正に行うことが困難と判断される場合や使用後の態様が容易に再びアルコールとして使用されるおそれのあるもの等、適正な流通の確保に支障を及ぼすおそれがないことをいう。

(15) 法第 29 条第 1 項の規定によるアルコールの使用の必要な行為の継続

法第 29 条第 1 項の規定によるアルコールの使用の必要な行為の継続の諾否及び期間の指定にあたっては、継続が必要な期間がその算定の根拠から判断して妥当な

ものであるか否かという観点から判断するものとする。

(16) 法第30条で準用する法第8条第1項の規定によるアルコールの使用の変更の許可

法第26条第1項の許可に係る審査基準のうち、法第28条に係るものを考慮するものに準ずる。

附 則

この処分基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16・09・24 総第2号）

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。